

## 労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（概要）

### 1 改正の趣旨

第186回通常国会において成立した労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）において、一定の化学物質に係る危険性又は有害性等の調査の事業者への義務付け等が盛り込まれたところ。

また、改正法の契機となった労働政策審議会による建議（※1）においては、法第57条に規定する表示義務の対象物（以下「表示対象物」という。）（104物質）を法第57条の2に規定する通知対象物（以下「通知対象物」という。）（640物質）と同じ範囲まで拡大すべき旨が盛り込まれるとともに、拡大に当たっては「国際的な取扱いに留意する」（※2）旨が記載されている。

※1 労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」（平成25年12月24日。以下「平成25年建議」という。）

※2 「国際的な取扱い」とは、欧州の化学物質規制において、合金等の固形物は、文書が交付される場合にラベル表示までを要求していない取扱いを想定しているもの。

今般、改正法の施行に伴い、また、表示義務の対象物質の範囲を拡大等するため、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）及び厚生労働省組織令（平成12年政令第252号。以下「組織令」という。）について必要な規定の整備を行う。

### 2 改正の内容

(1) 表示対象物の範囲の拡大等（安衛令の一部改正）

- ① 法第57条第1項の政令で定める物を安衛令別表第9に掲げる物等とする。
- ② 表示対象物のうち、インジウム、コバルト等の金属（粉状の物以外の物に限る。）の単体を表示義務の対象から除く。

(2) 改正法の施行に伴う所要の規定の整理を行う。（安衛令及び組織令の一部改正）

(3) その他所要の改正を行う。

### 3 施行期日

平成28年6月1日（改正法附則第1条第4号に規定する施行期日と同日）